

介護老人保健施設「浦安ベテルホーム」
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第1章 総 則

第 1 条（目的及び基本方針）

1. この規程は、社会福祉法人聖隷福祉事業団が設置・経営する介護老人保健施設「浦安ベテルホーム」指定通所リハビリテーション事業所（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を図ることを目的とします。
2. 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用契約者（以下、「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。
3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気の下、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所リハビリテーションサービス（以下、「サービス」という。）の提供に努めます。
4. 事業の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
5. 利用者の個人情報の保護については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインによるものとし、事業所が得た利用者の個人情報は、サービスの提供に係る場合以外は原則として利用しないものとし、外部への情報提供が必要な場合は、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

第 2 条（事業所名及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称： 介護老人保健施設 浦安ベテルホーム 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
- (2) 所在地： 千葉県浦安市高洲九丁目3番2号

第 3 条（定員）

事業所の利用定員は、35名とします。

第2章 職員及び職務分掌

第 4 条（職員の職種、員数）

1. 事業所の従業者の職種、員数の基準は次のとおりとし、指定居宅サービス等の事業の

浦安ベテルホーム通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
新運営規程 (2026.1.1)

人員、設備及び運営に関する基準（千葉県 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年4月1日条例第68号第10章第2節)）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（千葉県 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年4月1日条例第69号第10章第2節)）に定める従業者の員数を下回らないものとします。

職 種	員 数 の 基 準
管理者（医師兼務）	1名
医師	1名以上（兼務）
理学療法士・作業療法士	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
事務員	1名以上（兼務）

2. 前項に定める職員体制を基準とし、必要に応じその定数を超え又はその他の職種の職員を置くことができるものとします。

第5条（職務）

各職種の職務内容は、次のとおりとします。

(1) 管理者

事業所の職員の管理、事業の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに、職員の指揮命令を行います。

(2) 医師（介護老人保健施設「浦安ベテルホーム」常勤医師）

疾病又は負傷に対して的確な診断を基として、療養上妥当適切な診療を行うとともに、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から適切な指導を行います。

(3) 理学療法士・作業療法士

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要なリハビリテーションを計画・実施するとともに、看護・介護職員と協力して行うレクリエーション等の計画指導を行います。

(4) 看護職員

利用者の療養、健康管理及び保健衛生に関する業務を行うとともに、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護、並びにレクリエーション等の日常生活に関する業務を行います。

(5) 介護職員

通所リハビリテーション計画に基づく利用者の介護、介助を行うとともに、レクリエーション等の日常生活に関する業務を行います。

(6) 事務員

事業所の労務人事、庶務、経理、介護保険請求等に関する業務を行います。

第3章 サービスの内容及び利用料

第 6 条（サービスの内容）

サービスの内容は、通所リハビリテーション計画に基づき、次のサービスを行うものとします。

- (1) 栄養や利用者の状況に配慮した食事の提供
- (2) 入浴介助もしくは特別入浴介助
- (3) 居宅と事業所間の送迎
- (4) 利用者の心身の状況等に合わせたリハビリテーション

第 7 条（サービスの提供方針）

1. サービスの提供にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとします。
2. 事業所の職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとします。
3. サービスの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。
4. サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

第 8 条（通所リハビリテーションの利用料等の受領及びその額）

1. 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者の利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定めるサービス費用基準額から事業所に支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
2. 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定めるサービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように利用料の額を定めるものとします。
3. 事業者は第1項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者より受けることができるものとします。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつを使用した際の費用
 - (3) 利用者の希望によりレクリエーションや行事等のアクティビティ活動に参加した際の材料に要する費用
 - (4) 日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用。
 - (5) 各種記録等のコピーにかかる費用

- (6) 利用開始前日（日曜を除く）の17時00分までに利用の中止を申し出なかった場合にかかる所定の取消料
- (7) その他、定めがない場合は、利用者と事業所の協議により決定するものとします。
（金額は重要事項説明書別紙の通り）

第4章 運営に関する事項

第 9 条（営業日、営業時間及び休日）

事業所の営業日、営業時間及び休日は、次のとおりとします。

- (1) 営業日： 月～土曜日（祝日を含む）
- (2) 営業時間： 9時00分～17時00分
- (3) 休日： 日曜日及び12月29日～1月3日
- (4) サービス提供時間： 通所リハビリテーション
10時00分～16時00分
介護予防通所リハビリテーション
10時00分～14時00分

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、浦安市、市川市相之川・新井・島尻・南行徳の区域とします。

第 11 条（サービス利用にあたっての留意事項）

事業所は、利用者が当事業所のサービスを利用するにあたっての留意事項を重要事項説明書に定め、その事項について利用者及びその家族に対し説明するものとします。

第 12 条（内容及び手続の説明及び同意）

事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を重要事項説明書にて説明し、当該サービスの開始について利用申込者の同意を得るものとします。

第 13 条（受給資格等の確認）

1. 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとします。
2. 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、サービスの提供に努めるものとします。

第 14 条（サービスの提供の記録）

事業所は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、法定代理受領サー

ビスに該当する居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記録した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとします。

第15条（居宅介護支援事業者との連携）

1. 事業所は、サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。
2. 事業所は、サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第 16 条（健康手帳への記載）

事業所は、提供したサービスに関し、利用者の健康手帳の医療に係る頁に必要な事項を記載するものとします。但し、健康手帳を有しない利用者については、この限りではありません。

第 17 条（保険給付の請求のための証明書の交付）

事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

第 18 条（通所リハビリテーション計画の作成）

1. 医師及び理学療法士、作業療法士その他サービスの提供にあたる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとします。
2. 医師等の職員は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとします。
3. 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとします。

第 19 条（食事の提供）

1. 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適時適温に配慮して提供します。
2. 食事の提供時間は、次のとおりとします。
 - (1) 昼食 12時00分 ～ 13時00分
 - (2) おやつ 15時00分 ～ 15時30分

※介護予防通所リハビリテーションをご利用の方へのおやつ提供はありません。

第 20 条（利用者に関する保険者への通知）

事業所は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保

険者へ通知するものとします。

- （1） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- （2） 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 21 条（勤務体制の確保）

1. 事業所は、利用者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとします。
2. 事業所は、当事業所の職員によってサービスを提供するものとします。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
3. 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとします。

第 22 条（緊急時の対応）

事業所は、サービスを提供しているときに利用者において病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。

第5章 非常災害対策

第 23 条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

第6章 その他運営に関する事項

第 24 条（定員の遵守）

事業所は、当事業所の利用者数が利用定員を超えることがないようにします。

第 25 条（衛生管理等）

1. 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
2. 施設は、当施設において感染症の予防、又はまん延しないように対策を検討する委員会を月 1 回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。また、必要な研修・訓練を年 1 回以上実施します。

第 26 条（重要事項の掲示）

事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。

第 27 条（守秘義務）

1. 事業所の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、委託業者等に対しても保持すべき旨を誓約させるものとします。
2. 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する必要がある場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとします。

第 28 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

1. 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行いません。
2. 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の収受を行いません。

第 29 条（苦情処理）

1. 事業所は、提供したサービスに関する苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置します。
2. 事業所は、提供したサービスに関する内容について、保険者又は国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

第 30 条（地域との連携等）

1. 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。
2. 事業所は、市町村との密接な連携に努めます。

第 31 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

1. 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 安全対策担当者を置き、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
 - (4) 上記措置を適切に実施するために、職場に担当者を置きます。
2. 施設は、利用者への施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにその家族及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

3. 施設は、利用者への施設サービスの提供により、施設がその責を負うべき事故が発生した場合は、利用者に対し損害賠償を行います。
4. 施設は、利用者への施設サービスの提供により、施設がその責を負うべき事故が発生した場合は、利用者に対し損害賠償を行います。

第 32 条（虐待の防止）

事業所は、虐待の防止に関する未然防止、早期発見及び虐待等への迅速かつ適切な対応を実施するために、次の各号に定める措置を講じます。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については職員に周知徹底します。
- （2）虐待の防止ための指針を定め運用します。
- （3）職員に対して、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施します。
- （4）上記措置を適切に実施するために、職場に担当者を置きます。

第 33 条（業務継続計画）

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的を実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

第 34 条（会計の区分）

事業所は、通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分します。

第 35 条（記録の整備）

1. 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとします。
2. 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第 36 条（その他）

この規程に定めのない事項については、厚生労働省並びに介護保険法の法令に定めるところによるものとします。

附 則

平成18年 4月 1日 施行
平成24年 3月28日 改訂
平成25年 4月 1日 改訂
平成25年12月 1日 改訂
平成27年 4月 1日 改訂
平成29年 9月 1日 改訂

浦安ベテルホーム通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
新運営規程 (2026.1.1)

平成30年 7月 1日 改定

平成31年 1月 1日 改訂

2021年 4月 1日 改訂

2022年 5月 1日 改訂

2023年 7月 1日 改訂

2026年 1月 1日 改訂

2026年 4月 1日 改訂